いばらき 中小企業連携フェア 2027 出展者募集要項
（令和８年度連携組織普及啓発事業）

茨城県中小企業団体中央会

１．出展内容

（１）中小企業組合等

① 展示・掲示等（組合等の活動内容や先進事例等を紹介）《必須》

② 販売（組合等及び構成員たる中小企業が扱う商品・製品等の販売）※飲食料品・農産物は除く

③ 体験（組合等及び構成員たる中小企業が扱う商品・製品、サービス等の体験・ワークショップ等）

④ 相談（組合等及び構成員たる中小企業が扱う商品・製品、サービス等に係る相談等）

※ ①に加え、②～④のいずれか（複数も可）を行うこと。

（２）関係機関等、本会

① 展示・掲示（各機関の活動内容や支援施策等を紹介）《必須》

② 相談（各機関が扱う支援施策等に係る相談等）《必須》

※ ①・②とも行うこと。

２．出展要件等

上記１に加え、以下要件等に合致すること。

（１）共通（全体）

① 原則、１名以上はブース内に常駐すること。

② 各関連法令を遵守すること。

③ 公序良俗に反する行為、発言等を行わないこと。

④ 搬入・搬出、運営にあたっては安全を第一とすること。

⑤ 出展者が持ち込む什器備品、商品及び貴重品や個人情報等は、各自で責任をもって管理すること。

⑥ 出展にあたっての事故や苦情等に関する責任を負う誓約書を提出すること。

⑦ 電気、水を使用する際は、原則、出展者が準備することとするが、主催者が準備したものを有料で使用することもできる。

⑧ 上記のほか、催事期間中は主催者の指示、依頼を守ること。また、出展内容等の調整についても主催者の指示、依頼を尊重すること。

（２）展示・掲示等

① 組合等の組織や活動内容等を紹介できるパネル、ポスター、パンフレット等を準備すること。

② 来場者の安全面を十分に配慮した展示・掲示等をすること。

（３）販売

① 販売にあたっての金銭等授受は出展者が行い管理し、責任を負う。

② 釣銭等は出展者が準備する。

③ 販売にあたっての包装資材等は、出展者が準備する。

④ 火器等を使用する際は、所轄消防署の指導に基づき、必要な届出または許可を受けることとする。

⑤ 飲食物等の販売は禁止とする。

（４）体験

① 参加者の安全面を十分に配慮した体験等を行う。

② 参加者の体験申込み、整理券の配布等は、出展者が行う。

③ 体験等にあたっては、参加者に十分対応できる人員を配置すること。

④ 組合等または構成員たる中小企業の業務内容等に係る体験等を行うこと。

⑤ 体験に必要な材料・消耗品は原則として、出展者負担とする。ただし、体験内容に応じて必要最小限の材料費を参加者から徴収することは可能とする。徴収の有無・金額については、「出展申込書」に記載すること。

⑥ 体験等は、１５時１０分までに終了する。

（５）相談

① 相談者の相談申込み、整理券の配布等は、出展者が行う。

② 相談等にあたっては、参加者に十分対応できる人員を配置すること。

③ 相談者からの相談等に対しては、真摯に適確に対応すること。

④ 出展者の業務内容又は支援施策等に係る相談を行うこと。

⑤ 相談等は、１５時１０分までに終了する。

３．出展費及び手数料、諸経費等

・出展費及び販売手数料は無料とする。

但し、主催者が準備するテーブル・椅子等の追加及び電気等については有料とする。

・会場までの商品・製品運搬費、人件費、消耗品費、保険料等の諸経費は出展者が負担すること。

４．出展ブース概要

（１）出展スペース

１コマ：２間×３間（3,600 ㎜×5,400 ㎜）

（出展内容により、２間×１．５間（3,600 ㎜×2,700 ㎜）での出展も可とする。）

出展ブースイメージ

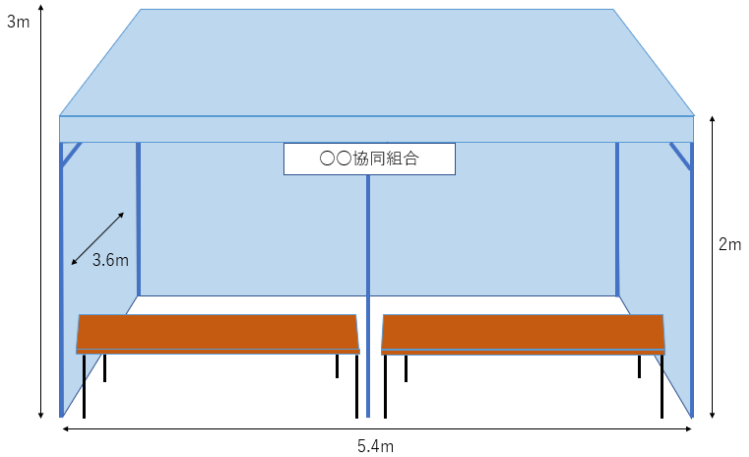

（２）出展者に貸出す什器、備品等【無料】

① テント（２間×３間（3,600 ㎜×5,400 ㎜）又は２間×１．５間（3,600 ㎜×2,700 ㎜））

② テーブル（1,800 ㎜×450 ㎜）：２台

③ パイプ椅子：４脚

④ 掲示用背面パネル（1,800㎜×800㎜）：１台

※什器追加を希望する数量を【出展申込書】に記載ください。数量によっては、お断りする場合がありますことを承知おきください。

（３）電気の使用について

電気を使用する場合は、【出展申込書】に使用する電気器具名及び用途等を記載すること。

（４）水道の使用について

水道を使用する場合は、【出展申込書】に記載すること。

（５）火器の使用について

火器を使用する場合は、【出展申込書】に記載すること。

（６）出展ブースの装飾

出展ブース内の装飾等、テーブルの腰巻、クロス、ポップ等は出展者が行うこと。

出展者名のボードは主催者が準備。

（７）出展場所の決定

出展場所は、出展内容、会場全体の構成及び安全面等を考慮し、主催者が決定する。なお、出展者の希望に添えない場合がある。

５．搬入・搬出

(1) 搬入日時　令和９年２月１１日（木）　８：３０～９：４５

(2) 搬出日時　令和９年２月１１日（木）　イベント終了後（１５：３０以降）

※ 搬入・搬出の際は、会場近隣の駐車場の使用を認めるが、それ以外は、主催者指定の駐車場を利用すること（厳守）。

※ 搬入・搬出の際は、道の駅利用者の障害とならないよう、また、利用者の安全を確保すること。

※ 搬入・搬出の際は、出展者名札をつけること。

６．出展申込・決定

別添「出展申込書」に必要事項を記載の上、**令和８年１２月４日（金）まで**にＦＡＸまたはメールでお申し込みください。

なお、出展申込みを受領後、応募件数、出展内容等を勘案し、令和８年１２月１１日（金）までに出展の可否を通知します。

申込みが募集予定数を超えた場合は、開催趣旨との適合性、組合等の連携・共同事業の取組内容、業種・出展内容のバランス及び会場・運営上の条件等を総合的に勘案し、主催者が出展者を選定します。また、出展内容や出展スペース等について、調整をお願いする場合があります。

７．その他

・荒天、地震その他の理由で本フェアの開催が不能または困難となった場合、主催者の判断により開催を中止または中断することがあります。
・令和９年１月上旬に出展者説明会をｗｅｂ開催しますのでご参加ください。
・出展に伴い発生したごみ及び廃材等は、出展者の責任で回収し、持ち帰ること。また、終了後は出展場所を清掃し、原状回復すること。
・出展決定後に出展内容の変更又は出展の辞退を希望する場合は、速やかに主催者へ申し出ること。
・出展内容の変更については、事前に主催者の承認を受けること。

８．お問合せ・お申込み先

〒310-0801
茨城県水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館８階
茨城県中小企業団体中央会　業務課（担当：野中）
TEL:029-224-8030　／　FAX:029-224-6446
MAIL：shinko@chuoukai-ibaraki.jp